

◎新潟県告示第555号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>第27号様式（第43条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） （略）</p> <table border="1" data-bbox="221 584 783 748"><tr><td data-bbox="333 622 780 707">母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td></tr></table>	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	<p>第27号様式（第43条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） （略）</p> <table border="1" data-bbox="831 584 1393 748"><tr><td data-bbox="943 622 1390 707">母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td></tr></table>	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			